

# 大蔵村空き家バンク制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大蔵村における空き家の有効活用を通して、生活環境の保全と移住・定住の促進による地域の活性化を図るため、空き家バンク制度について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 個人が居住を目的として建築し、現に居住していない（近く居住しなくなる予定のものを含む。）村内に存する建物をいう。
- (2) 所有者等 空き家に係る所有権その他の権利により当該空き家の売買又は賃貸を行うことができる者をいう。
- (3) 空き家バンク 空き家の売却又は賃貸を希望する所有者等から申し込みを受けた当該空き家に係る情報を、空き家の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）に対し情報提供するとともに、大蔵村公式ホームページに掲載し紹介する制度をいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家バンク以外による空き家の取引を妨げるものではない。

(空き家の登録申込等)

第4条 空き家バンクに空き家に関する情報の登録を希望する所有者等（以下「申込者」という。）は、空き家バンク登録申込書（様式第1号）及び空き家バンク登録カード（様式第2号。以下「登録カード」という。）を村長に提出しなければならない。

2 村長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を審査の上、適切であると認めたときは、空き家バンク登録台帳に登録しなければならない。

3 村長は、前項の規定による登録をしたときは、空き家バンク登録完了通知書（様式第3号）により当該申込者に通知するものとする。

4 村長は、第2項の規定による登録をしていない空き家で、空き家バンクによることが適当と認めるときは、当該所有者等に対して空き家バンクへの登録を勧めることができる。

(空き家に係る登録事項の変更の届出)

第5条 前条第3項の規定による登録完了の通知を受けた申込者（以下「登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、速やかに空き家バンク登録変更届（様式第4号）に登録事項の変更内容を記載した登録カードを添えて、村長に届け出なければならない。

(登録の抹消)

第6条 登録者は、空き家バンクへの登録を抹消しようとするとき、登録物件の売却若しくは賃貸の契約が成立したとき又は登録物件の所有者等でなくなったときは、空き家バンク登録抹消届(様式第5号)を村長に提出しなければならない。

2 村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、空き家バンク登録台帳への登録を抹消するとともに、空き家バンク登録取消通知書(第6号様式)により登録者に通知するものとする。

(1) 前項の規定による届出があったとき。

(2) 申込みの内容に虚偽があったとき。

(3) 登録から3年を経過したとき。ただし、改めて登録申込みを行うことにより、再登録することができるものとする。

(4) その他村長が適当でないとき。

(登録情報の公開)

第7条 村長は、必要に応じ空き家バンク登録台帳に登録された情報を村公式ホームページ及び窓口で公開することができる。

(利用希望者の要件)

第8条 空き家バンクの情報を受け、登録された空き家を利用しようとする利用希望者は、その利用において、次のいずれかの要件を満たしていなければならない。

(1) 空き家に定住又は定期的に滞在して、経済、教育、文化、芸術活動等を行い地域の活性化に寄与し、大蔵村の自然環境、生活文化等に対する理解を深め、地域住民と協調して生活できること。

(2) その他、村長が適当と認めるとき。

(空き家利用の申請)

第9条 利用希望者は、空き家バンク利用申込書(様式第7号)及び誓約書(様式第8号)に必要な事項を記入し、村長に申込みのものとする。

2 村長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容等を確認の上、適当と認めるときは、当該利用希望物件の空き家登録者へその旨を通知するものとする。この場合において、当該登録者の代理又は媒介を行う者があるときは、その者に対しても同様とする。

3 前項の通知を受けた登録者又は登録者の代理若しくは媒介を行う者は、延滞なく当該利用希望者へ回答し、村長へその回答内容を報告するものとする。

(登録者と利用希望者の交渉等)

第10条 村長は、登録者と利用希望者との空き家等に関する交渉及び売買、賃貸借等の契約については、直接これに関与しないものとする。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 5 年 3 月 1 日から施行する。  
(大蔵村空き家情報登録制度「空き家バンク」設置要綱の廃止)
- 2 大蔵村空き家情報登録制度「空き家バンク」設置要綱（平成 23 年要綱第 57 号）は、廃止する。  
(経過措置)
- 3 この要綱の施行日前に、前項の規定による廃止前の大蔵村空き家情報登録制度「空き家バンク」設置要綱の規定によりなされた手続、その他行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。